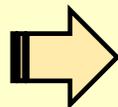


定住自立圏構想について

# 地域力創造プラン（鳩山プラン）～自然との「共生」を核として～

- 縄文以来、「自然との共生」を基本としてきた我が国の歴史・文化に基づき、「人も自然界の一員」という姿勢のもと、豊かな自然環境を大事にしながら、活力ある地域社会を形成。



様々な主体が連携して地域力を高めるための取組を展開

## 1. 定住自立圏構想の推進

「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化などで相互に役割分担し、定住の受皿を形成

- 先行実施団体(24市、22圏域)との意見交換を踏まえ、要綱及び支援策の取りまとめ
- 先行実施団体においては平成21年度中の協定締結を目指し、これを踏まえ、全国展開を図る

## 2. 地域連携による「自然との共生」の推進

自然保護活動等へ都市住民が参画する仕組み作りやCO2排出削減活動の促進

- 都市住民を「地域おこし協力隊員(仮称)」として長期派遣
- 流域の自治体間の協定で、森林保全等のボランティア活動を促進
- 自治体が行う「カーボン・オフセット協定」
- 低炭素社会(太陽光発電、エコ改修等)の実現

## 3. 条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生

- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・デバイドの解消
- 「集落支援員」による集落再生
- 新たな過疎立法への対応

# 定住自立圏構想の取組状況

◎定住自立圏構想研究会(座長:佐々木毅 学習院大学教授)報告書 (平成20年5月)

◎地域活性化統合本部のもと、各府省が連携して本構想を推進

経済財政改革の基本方針2008 (平成20年6月27日)

- ・定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。

◎総務省の取組

- 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置(平成20年7月4日)
- 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を開催
  - ・ 座長:佐々木毅 学習院大学教授
  - ・ 研究会構成員であった有識者に加えて、関係各省(厚労省、農水省、国交省、経産省)も参加
- 先行実施団体の募集 ⇒ 中心市24市(22圏域)などを決定
- 「定住自立圏構想推進要綱」(総務事務次官通知)を地方自治体宛に通知  
総務省による財政措置の概要を公表(平成20年12月26日)

◎平成21年4月からの施行に向け、取組を開始

- ・ 地域活性化統合事務局と連携して、各府省による支援策を取りまとめ
- ・ 地方自治体向け全国説明会を開催し、要綱及び財政措置の内容を周知
- ・ 先行実施団体においては、平成21年1月から要綱を施行

# 定住自立圏構想のポイント

# 地方圏の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少

少子高齢化

総人口は約13%減少見込み

(約12776万人→約11068万人)

年少人口は約40%減少見込み

(約1759万人→約1051万人)

高齢者人口は約45%増加見込み

(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への  
人口偏在

1975年

2005年

2035年

三大都市圏

約5323万人

**大幅増**  
(+1095万人)

約6418万人

**減**  
(▲530万人)

約5888万人

地方圏

約5871万人

**増**  
(+487万人)

約6358万人

**大幅減**  
(▲1178万人)

約5180万人

合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

# 目指すべき方向

人の流れの創出  
「東京圏への人口流出防止」  
「地方圏への人の流れの創出」  
(⇒内需の振興にも寄与)

分権型社会にふさわしい  
社会空間の形成

ライフステージに応じた  
多様な選択肢の提供

- 中心市と周辺市町村が相互に連携して役割分担
- 中心市の機能と周辺市町村の機能が有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保
- 「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培う

全体として魅力あふれる地域を形成

定住自立圏

# 基本的考え方と施策の進め方

## 選択と集中

- 全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 単なる地方へのバラマキではない考え方。

## 集約とネットワーク

- 圏域全体で役割を分担しながら生活機能を整備し、圏域全体を活性化。
- 中心市は都市機能を集約的に整備。周辺市町村は環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点から役割。

### 総務省としての支援

- ・ 中心市・周辺市町村に対する財政措置（交付税・地方債）
- ・ ICT基盤整備
- ・ 各府省の支援策を分かりやすく地方自治体に情報提供

### 各府省の支援

- ・ 医療、福祉（厚生労働省）
- ・ 交通、観光（国土交通省）
- ・ 農林水産業（農林水産省）
- ・ 産業振興（経済産業省）等

立案・実施の  
各段階で連携

地方政策展開のプラットフォーム

定住自立圏

中心市

協定

周辺  
市町村

施策推進のための  
3つの観点

- ① 生活機能の強化
- ② 結び付きやネットワークの強化
- ③ 圏域マネジメント能力の強化

# 定住自立圏のイメージ

## 定住自立圏



医師の派遣

例えば、…  
総合病院



行政機能

### 中心市

例えば、…  
ショッピングセンター



民間機能

中心市と周辺市町村が生活実態や将来像を  
勘案し、協定を結ぶことにより、自ら圏域決定。

### 協定に基づく相互連携

- 1) 中心市の機能の積極的活用
- 2) 権利・負担関係の明確化
- 3) 圏域意識や地域の誇りの醸成

注文・配送

農産物のブランド化・ロットの拡大



総合医

一般診療所

### 周辺 市町村



青少年活動



商店



農場

- ・人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）
  - ・昼夜間人口比率1以上
- ⇒生活に必要な都市機能について、一定の集積があり、周辺地域にスピルオーバーしている都市

- ・中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ・環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの重要な役割を期待

# 定住自立圏構想推進要綱の概要

# 定住自立圏構想推進要綱の概要

## 中心市

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
- ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）



## ①中心市宣言

- 中心市と連携する意思を有する周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思等を公表



## ②定住自立圏形成協定

## 周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断



協定

## 周辺市町村



## 周辺市町村



協定

## 定住自立圏の形成

## ③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 定住自立圏の将来像や協定に基づき推進する具体的取組を記載



定住自立圏同士の連携も期待

高次都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

連携

基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏

# 中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

## 中心市の要件

(全240市程度(試算中))

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
  - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
  - ③地 域：
    - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域外の市
    - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- \* 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

## 中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、周辺市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載

公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

# 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

## 中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。  
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

## 協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

## 協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

## 協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

### 生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

### 結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイドの解消  
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等の  
連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・  
移住促進
- f 上記のほか、結びつきや  
ネットワークの強化に係る取組

### 圏域マネジメント能力の強化

- a 中心市等における人材の育成
- b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る取組

# 定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

## ビジョンに記載する主要事項及び期間

### ① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

### ② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

### ③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

## 策定手続き等

### ① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

### ② ①における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

### ③ 策定後、公表。中心市は周辺市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

# 市町村に対する助言及び支援・施行日

## 都道府県による助言及び支援

- 都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。  
特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。
- 必要に応じて、総務省に情報提供を行うとともに意見交換を図る。

## 総務省による助言及び支援

- 中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行う。
- 中心市から送付を受けた定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンに基づく中心市及び周辺市町村の取組を対象として、必要な支援を行う。
- 関係府省と連携し、国による支援について地方公共団体に分かりやすい形で情報提供を行う。

## 施行日

- 平成21年4月1日  
ただし、先行実施団体及びその周辺市町村については、平成21年1月1日から取組を行うことができる。

# 合併1市圏域、複眼型中心市について

## 合併1市圏域

中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のものは、合併1市で定住自立圏を形成することができる。

この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定できる。

### 合併1市圏域

1つの合併市で1圏域を形成



## 複眼型中心市

隣接する2つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が4万人を超えるときは、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合、全ての行為は2つの市が共同して連名で行う。例えば、中心市宣言や周辺市町村との定住自立圏形成協定の締結等を2つの市の連名で行う。

### 複眼型中心市

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在



# 定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、圏域全体で暮らしに必要な都市機能・生活機能を確保していく取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

平成21年度地方財政措置	一般行政経費(単独)	50億円程度
	地域活性化事業債	844億円の内数 など
平成21年度政府予算案	地域情報通信基盤整備推進交付金	79億円の内数

## 1. 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して算定

## 2. 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設

## 3. 外部人材の活用に対する財政措置(特別交付税)

## 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
- (2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

## 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)
- (2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税)
- (3) 簡易水道の統合等に係る経過措置

## 6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

## 7. 情報通信基盤等の整備に対する支援

# 先行実施団体について

# 定住自立圏構想に係る先行実施団体について

## 1 概要

○定住自立圏の形成に先行して取り組んでいただける市町村を募集



応募いただいた団体の副市長等と意見交換を行った上で、先行実施団体を決定

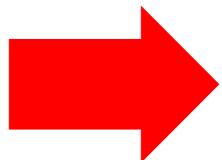
## 2 先行実施団体とは

○定住自立圏の中心市となることが想定される団体がその要件を満たし、かつ、取組内容について相応の検討が行われている団体

○中心市要件(人口5万人程度以上、昼夜間人口比率1以上)及び取組内容の検討状況などに基づき決定

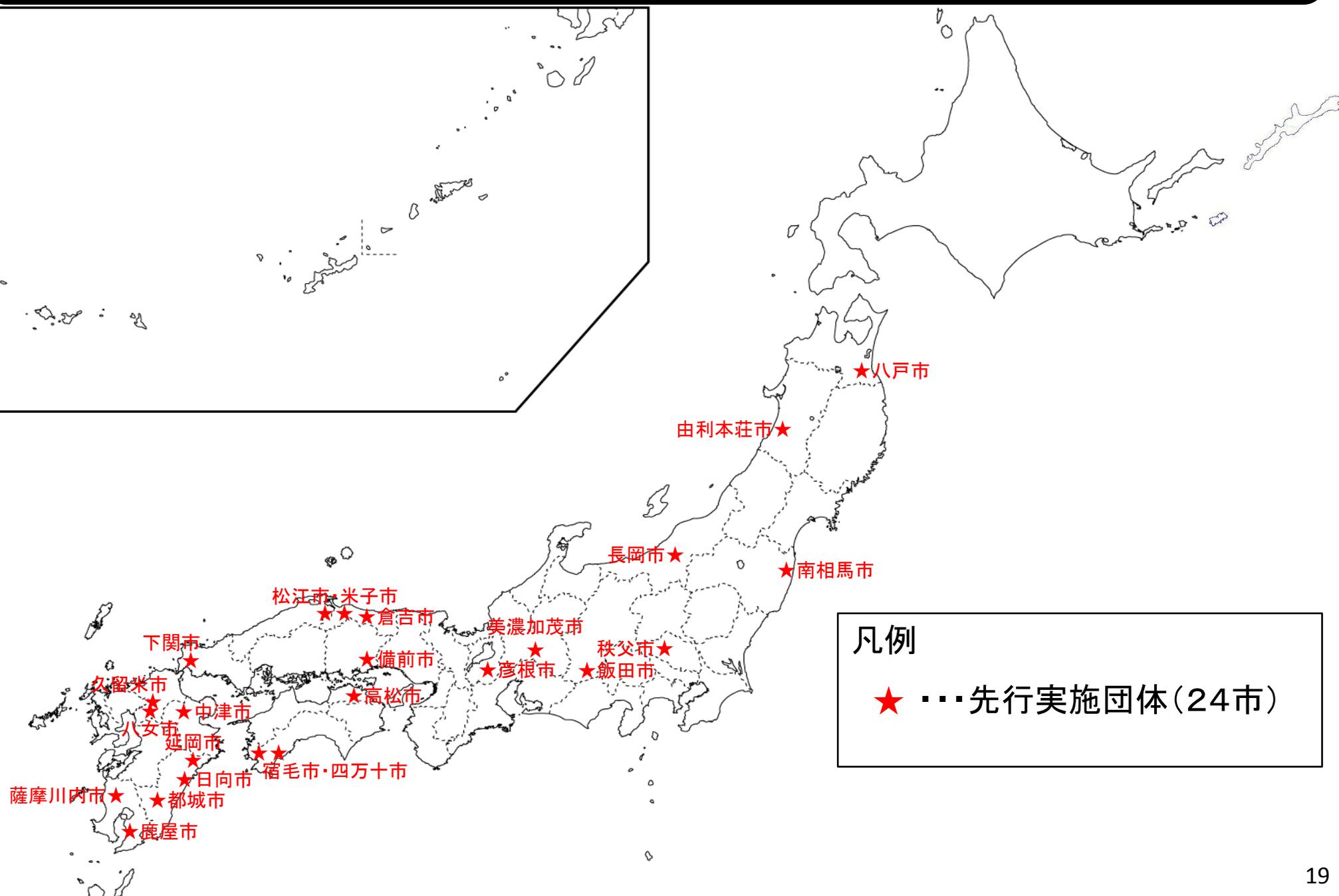
## 3 中心市数・圏域数

○中心市24市、周辺市町村3市3町(22圏域)



○先行実施団体においては、遅くとも平成21年度内に定住自立圏形成協定の締結を目指すこととしている。

# 先行実施団体（中心市）の状況



# 先行実施団体において目指す圏域等の姿

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

## 1. 圏域の形態による分類

### ① 複眼型

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在



米子・松江、四万十・宿毛 など

### ② 県境型

県境を越える形で圏域を形成



備前、米子・松江、都城 など

### ③ 合併1市圏域型

1つの合併市で1圏域を形成



由利本荘、下関、薩摩川内 など

## 2. 中心市の規模による分類

### ① 大規模中心市型

人口30万人程度以上の比較的大規模な市を中心とした圏域



八戸(244,700人)、長岡(283,224人)、  
下関(290,693人)、高松(418,125人)、久留米(303,721人)

### ② 小規模中心市型

人口5万人台以下の比較的小規模な市を中心とした圏域



美濃加茂(52,133人)、備前(40,241人)、  
四万十・宿毛(四万十37,917人、宿毛24,397人)、八女(42,818人)

# 先行実施団体の取組の概要

## ○先行実施団体(中心市24市)(22圏域)

NO.	中心市名	定住自立圏における取組予定内容
1	八戸市(青森県)	地域ブランドの形成、グリーンツーリズム、コミュニティバスのエリア拡大等
2	由利本荘市(秋田県)	地域ブランドの振興、公共交通機関の強化、医療機関・福祉施設のネットワーク化、CATV網の活用等
3	南相馬市(福島県)	市立総合病院の機能強化や診療所との連携、公共交通体系の構築等
4	秩父市(埼玉県)	地域医療の強化、伝統芸術文化交流、農産物の増産等及び地産地消の推進等
5	長岡市(新潟県)	ICT基盤整備、環境リサイクルの連携、高度医療ネットワークの構築等
6	飯田市(長野県)	市立病院を核とした病診連携・医師派遣、UIターン推進施策等
7※	美濃加茂市(岐阜県)	在住外国人教育の充実などの多文化共生施策の推進、コミュニティバスの広域運行等
8	彦根市(滋賀県)	市立病院を核とした医療連携、市町間の人事交流、地産地消の促進等
9※	備前市(岡山県)※	医療の連携(病院・診療所の連携)、学校給食施設の広域利用、観光振興等
10※	米子市(鳥取県)・松江市(島根県)	交通・観光分野における総合的・一体的な取組(観光施設をつなぐ交通網の充実)等
11	倉吉市(鳥取県)	観光拠点施設の整備と広域観光のネットワーク化、子育て環境の整備、公共交通のネットワーク化等
12	下関市(山口県)	高度医療や福祉の充実、交通基盤の強化等
13	高松市(香川県)	離島航路の充実、消防防災体制の整備、医療体制の充実、文化芸術の振興等
14	四万十市・宿毛市(高知県)	産科・小児科の医師確保、図書館相互のネットワーク化、観光等への地域資源の活用等
15	久留米市(福岡県)	公共交通ネットワークの再構築、ICT基盤整備、農産物のブランド化、地域医療のネットワーク化等
16	八女市(福岡県)	合併後の市内における地域生活交通体系見直しや防災情報等のためのICTインフラ整備等
17	中津市(大分県)	小児救急医療センターの運営など市民病院を核とした医療連携等
18	都城市(宮崎県)	広域救急医療体制の整備とそのための道路整備等
19	延岡市(宮崎県)	地域医療の充実、CATV網整備、企業誘致、中心市街地整備等
20	日向市(宮崎県)	工業団地造成、コミュニティバス運行、職業系高校の学科設置、農産物ブランド化等
21	鹿屋市(鹿児島県)	地場農産物の生産促進や担い手の育成、バス路線の運行確保、医療連携等
22	薩摩川内市(鹿児島県)	バスネットワークの構築、農林業の振興と担い手育成、医療・福祉サービスの充実等

※ 先行実施団体(周辺市町村3市3町)・・・No.7-坂祝町(岐阜県), No.9-赤穂市・上郡町(ともに兵庫県), No.10-境港市(鳥取県)、安来市・東出雲町(ともに島根県)

# 先行実施団体が想定している取組の例

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

	分野	具体例
1	医療	・中心市の病院を核とした病診連携・医師派遣、救急医療体制の充実、無医地区の支援、小児救急医療センターの運営
2	交通	・地域公共交通の充実(デマンドバス、行政バス、乗合タクシー、離島航路等) ・既存のバス路線等の体系の見直し
3	産業振興等	・農産物のブランド化 ・地場産業振興センターによる産学官連携 ・観光公社等による体験旅行等の充実
4	教育・人材	・在住外国人子弟の教育環境の充実 ・図書館の整備やネットワーク化 ・市町村間の人事交流の促進
5	まちづくり等	・中心市街地活性化 ・公共施設の有効利用 ・上下水道の接続
6	ICT	・ブロードバンド整備(遠隔医療、災害対応等)
	その他	福祉、道路、消防・防災等